

KDDI GPU Cloud 利用規約

令和8年4月1日

KDDI 株式会社

目次

第1条 本利用規約の適用	4
第2条 本利用規約の変更	4
第3条 用語の定義	4
第4条 本サービス契約の単位	5
第5条 共同契約	5
第6条 本サービス契約の成立	5
第7条 本サービス契約者の住所、連絡先等の変更	6
第8条 その他の本サービス契約者からの申出による契約の内容の変更	7
第9条 付加機能の提供	7
第10条 付加機能の廃止	7
第11条 本サービスの遅延、利用中止及び利用制限	8
第12条 本サービスの利用停止	8
第13条 本サービス契約者の地位の継承	9
第14条 本サービス契約の譲渡の禁止	9
第15条 本サービス契約者が行う本サービス契約の解除	9
第16条 当社が行う本サービス契約の解除	9
第17条 本サービス契約解除後の効果	10
第18条 ID等の管理	10
第19条 第三者による本サービスの利用	10
第20条 データの取扱い	11
第21条 その他の本サービス契約者の義務	11
第22条 本サービス契約者の禁止事項	12
第23条 当社の免責事項	13
第24条 損害賠償	13
第25条 料金	14
第26条 割増金	14
第27条 延滞利息	14
第28条 知的財産権の取扱い	14
第29条 本サービス契約者等に関わる情報の取扱い	15
第30条 本サービスの変更、廃止等	15
第31条 当社の承諾の限界	15
第32条 反社会的勢力の排除	16
第33条 不可抗力	16
第34条 権利の不放弃	16
第35条 可分性	17
第36条 裁判管轄	17

第 37 条 準拠法.....	17
第 38 条 その他の提供条件.....	17
別表.....	18
料金表.....	19
附則.....	25

	能を備えた Web ポータル
コントロールパネル	当社が本サービス契約者に提供する、本サービス契約の情報の閲覧、契約内容の一部変更及び一部機能の設定を行うことができる Web ポータル
ユーザコード	英字及び数字の組み合わせであって、当社が本サービス契約者に割り当てるもの
ID等	本サービスの利用において、本サービス契約者及び本サービス利用者を識別するための秘匿性のある ID、パスワード等（ユーザコードを含みます。）の総称
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
料金月	1 の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間
反社会的勢力	暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準じるもの及びこれらのものと密接な関わりを有する者の総称

第4条 本サービス契約の単位

当社は、1 のユーザコードごとに 1 の本サービス契約を締結します。

第5条 共同契約

当社は、1 の本サービス契約について、契約者が 2 人以上となる本サービス契約を締結することがあります。

- 前項の場合、契約者のうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出させていただきます。これを変更したときも同様とします。

第6条 本サービス契約の成立

本サービス申込者は、本サービス契約の申込をするときは、本利用規約のほか、当社が別に規定する KDDI Business ID 利用規約及び My KDDI Biz 総合利用規約に同意のうえ、当社所定の方法により申込をするものとします。前項の規定にかかわらず、当社は、本サービス設備等に余裕がないとき又は申込を承諾することにより、当社の業務遂行上支障が生じ、又は支障が生じるおそれがあるときは、その申込の承諾を延期することがあります。

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービスの申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込のあった本サービスを提供するために必要な本サービス設備等を設置若しくは設定し、又は保守することが技術上困難であると当社が判断したとき。
 - (2) 本サービス申込者が、当社の本サービス又は他のサービスにかかる料金その他当社に対する債務の支払いを現に若しくは過去に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 本サービス申込者が、当社の本サービス又は他のサービスの約款及び規約等の規定に基づき、そのサービスの全部又は一部の利用を停止又は当社による契約の解除をされたことがあるとき。
 - (4) 本サービス申込者が、本サービスの申込にあたり虚偽の申告をしたとき。
 - (5) 本サービス申込者が、本利用規約並びに当社の他のサービスにかかる約款及び規約等の規定に違反したことがある、又は違反するおそれがあるとき。
 - (6) 本サービスの申込を承諾することにより、当社の業務遂行上支障が生じ、又は支障が生じるおそれがあるとき。
 - (7) その他当社が不適切と判断したとき。
- 3 当社は、前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービス契約の申込を承諾いたしません。
- (1) 本サービス申込者が法人、又は法人に相当するものと当社が認めるものではないとき。
 - (2) 本サービス申込者が日本国に登録されている法人でない、又は日本国に登録されている法人であっても法人としての活動実態が乏しいと当社が判断したとき。
 - (3) 本サービス申込者が、NVIDIA 社が別に定める規約文書等に同意しないとき。
 - (4) 本サービスの提供に関して、NVIDIA 社による承諾が得られないとき。
 - (5) 本サービス申込者の代表者、役員若しくは実質的に経営を支配する者又は従業員又は代理若しくは媒介をする者その他の関係者が、反社会的勢力に該当するとき。

第7条 本サービス契約者の住所、連絡先等の変更

本サービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出ていただきます。

- 2 当社は、前項の届出があったときは、その届出があった事実を証明する書類を本サービス契約者に提示していただくことがあります。
- 3 本サービス契約者が第1項の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときであっても、当社が本利用規約に規定する通知は、当社が届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなし、第1項の届出を怠ったこと又は事実と異なる届出を行った

ことによって本サービス契約者に不利益が生じたとしても、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

第8条 その他の本サービス契約者からの申出による契約の内容の変更

前条のほか、本サービス契約者は、本サービス契約の内容を変更しようとするときは、当社所定の方法により当社へ申し出ていただきます。

- 2 本サービス契約者は、当社所定の方法により、本サービス設備の追加又は削除を請求することができます。ただし、本サービス契約について追加又は削除できる本サービス設備の数は、当社が別に定めるところにより、制限があります。
- 3 前二項の規定にかかわらず、本サービス契約について変更することができない品目等があります。変更することができない品目等は、料金表の定めるところによります。
- 4 当社は、第1項の申出があったときは、第6条 本サービス契約の成立 の規定に準じてその申出を取り扱います。

第9条 付加機能の提供

当社は、本サービス契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第3（付加機能利用料）に定めるところにより、付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があると当社が判断したとき。
- (2) 付加機能の提供を申込んだ本サービス契約者が、当社の本サービス又は他のサービスにかかる料金その他当社に対する債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 付加機能の提供を申込んだ本サービス契約者が、当社の本サービス又は他のサービスの約款及び規約等の規定に基づき、そのサービスの全部又は一部の利用を停止又は当社による契約の解除をされたことがあるとき。
- (4) 本サービス契約者が、付加機能の提供の申込にあたり虚偽の申告をしたとき。
- (5) 本サービス契約者が、当社規定の数を上回る請求をしたとき。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第8条 その他の本サービス契約者からの申出による契約の内容の変更 の規定に準じて取り扱います。
- 3 当社は、当社が別に定めるときは、その付加機能の利用の停止を行うことがあります。

第10条 付加機能の廃止

当社は、次の場合には付加機能の提供を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けている本サービス契約者から、本サービス契約の終了又は付加機能の廃止の申出があったとき。

- (2) その付加機能の提供を受けている本サービス契約が解除その他の理由で終了したとき。
- (3) 前各号のほか、当社が別に定めるとき。

第11条 本サービスの遅延、利用中止及び利用制限

当社は、次の場合には、本サービス契約者に対する本サービスの一部又は全部の利用を遅延、中止又は制限することがあります。

- (1) 当社が本サービス設備等におけるファシリティメンテナンス（法定点検等を実施するためのものをいい、当社の別の定めによります。以下同じとします。）を行うとき。
 - (2) 本サービス設備等の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (3) 第33条 不可抗力に基づき本サービスの利用が制限されたとき。
 - (4) その他当社が別に定める条件に該当するとき。
- 2 前項の規定により本サービスの利用を制限するときは、あらかじめそのことを本サービス契約者に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合はこの限りではありません。

第12条 本サービスの利用停止

当社は、本サービス契約者が次のいずれかに該当する場合には、6か月以内で当社が定める期間、本サービス契約者による本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 第25条（料金）第1項に定める本サービスの料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第21条 その他の本サービス契約者の義務の規定に違反し、又は違反したと当社が認めたとき。
 - (3) 当社と契約を締結している他のサービス又は締結していた他のサービスに係る料金支払債務等その他当社との契約により本サービス契約者が当社に対して負う責務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (4) 前各号のほか、本利用規約の規定に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、複数の本サービス契約を締結している本サービス契約者が、そのいずれかの本サービス契約において、本利用規約等の規定に違反したときは、6か月以内で当社が定める期間、そのすべての本サービス契約に関わる本サービスの利用を停止することがあります。
- 3 当社は、前二項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を本サービス契約者に通知します。ただし、第1

項第2号及び第4号若しくは前項の規定により本サービスの利用停止をする場合であって、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第13条 本サービス契約者の地位の継承

法人の合併又は分割により本サービス契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。この場合の届出については第7条（本サービス契約者の住所、連絡先等の変更）第3項の規定に準じて取り扱います。

第14条 本サービス契約の譲渡の禁止

本サービス契約者は、本サービス契約に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は担保の用に供することができないものとします。

第15条 本サービス契約者が行う本サービス契約の解除

本サービス契約者は、本サービスの契約の有効期間中に本サービス契約を解除しようとするときは、その旨を当社所定の方法により通知していただきます。

第16条 当社が行う本サービス契約の解除

当社は、本サービス契約者が本利用規約に違反し、書面により相当期間を定めた催告を行った後、なおその違反が是正されない場合は、本サービス契約の一部又は全部を解除することがあります。

- 2 第12条（本サービスの利用停止）第1項の規定に従い本サービスの一部又は全部を制限された本サービス契約者が、なおその制限に至った事由を解消しない場合は、当社は本サービス契約の一部又は全部を解除することがあります。
- 3 前二項のほか、当社は、本サービス契約者について、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービス契約の一部又は全部を解除することがあります。
 - (1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申し立てその他これらに類する事由が生じたとき。
 - (2) 支払不能若しくは支払停止となり又は自己振出の手形又は小切手が不渡りとなったとき若しくは電子交換所の取引停止処分がなされたとき。
 - (3) 仮差押え、差押え若しくは仮処分の命令・通知が発送され、強制執行、担保権実行の手続きの開始、競売の申し立てを受け、又は滞納処分をうけたとき。
 - (4) 当社との間の何らかの契約における契約違反、当社に対する背信行為があったとき。
 - (5) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議したとき。
 - (6) 監督官庁より営業停止又は免許取消等の処分をうけたとき。

といたします。)から本利用規約への同意を得たうえで、本利用規約に基づき自己が負う義務と同等の義務を課していただきます。この場合、本サービス契約者は、本サービス利用者の行為(不作為を含みます。)も本サービス契約者の行為とみなされることに同意し、当社に対して責任を負っていただきます。

- 3 当社は、本サービス利用者に対して、一切の義務及び責任を負わないものとします。

第20条 データの取扱い

本サービス契約者は、本サービスの利用にあたり、本サービスに登録及び保存するデータの取扱い及び保全について、次に定める各号に同意するものとします。

- (1) 第11条(本サービスの遅延、利用中止及び利用制限)第1項各号が生じた場合に起こりうる給電停止等の事態に備え、本サービス契約者が必要と判断したものを、自らの責任及び費用負担において自己の記録媒体に保存すること。
- (2) 本サービス契約を終了するときには、本サービス契約者が必要と判断したものを、自らの責任及び費用負担において自己の記録媒体に保存すること。
- (3) 本サービス契約が終了した場合、本サービスに登録及び保存されているデータを、当社が削除する可能性があること。

第21条 その他の本サービス契約者の義務

本サービス契約者は、本サービスの利用に係るソフトウェア及びセキュリティ上の保守及び運用に係る対応について、自らの責任において行っていただきます。なお、本サービスにおける本サービス契約者と当社の間での責任の分担は、本項各号及び責任の分担について定めた当社所定のウェブサイト(<https://doc.gpu-cloud.kddi.ne.jp/support/shared-responsibility-model/>)のとおりとします。

- (1) 本サービス契約者は、OS及びOSを基盤として構成されるソフトウェア、データの保全及びセキュリティ対策、保守運用に関する責任を負うものとします。
- (2) 当社は、物理的な保守運用及びセキュリティ対策に関する責任を負うものとします。
- 2 本サービス契約者は、本サービスを利用できなくなったときは、当該サービスに関連する自己の設備又は他のサービスに故障がないことを確認したうえで、当社へ申告していただきます。
- 3 本サービス契約者は、本サービスの利用に関わるセキュリティ上の侵害又は漏洩その他の事故を検知した場合は、遅滞なく当社に通知していただきます。なお、当該侵害又は漏洩について、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は責任を負わないものとします。

第22条 本サービス契約者の禁止事項

本サービス契約者は、以下各号に規定する行為を行ってはならず、また第三者に行わせてはならないものとします。

- (1) 当社の事前の承諾なく、本サービス契約者が本サービスを第三者に再販売や利用許諾する行為。
- (2) 当社の事前の承諾なく、本サービスを本サービス契約者以外の第三者に使用させる行為。
- (3) 本サービス設備の運営に妨害若しくは支障を与える行為、又はそのおそれのある行為。
- (4) 本サービスに関し当社が本サービス契約者に対し提供する文書等の用法に反する行為。
- (5) 不正の意図を持って本サービスを利用する行為。
- (6) 自己以外の者の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為。
- (7) 自己以外の者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為。
- (8) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為。
- (9) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、又はこれを誘発する行為。
- (10) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- (11) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関し法令に違反する行為。
- (12) 政治団体や宗教団体その他それと同視し得る団体への勧誘又は寄付、献金を求める行為。
- (13) 猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童又は青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為。
- (14) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は掲載する行為。
- (15) 本サービスを利用し、不当に第三者のネットワーク又はシステムに侵入する行為又はそのおそれのある行為。
- (16) 本サービスにより利用し得る情報を改ざんし、又は不当に消去する行為。
- (17) 自己以外のものになりすまして本サービス契約を利用する行為。
- (18) 本人の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為。
- (19) 他人が嫌悪感を抱き、又はそのおそれのある文書などを送信し、記載し、又は掲載する行為。
- (20) 犯罪行為、売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為。
- (21) 本サービスを日本国外において利用する行為。
- (22) NVIDIA 社が別に定める規約文書等に反する行為。

- (23) その他法令又は本利用規約に違反する行為。
- (24) 前各号に準じる行為又は前各号のいずれかに該当する行為を助長する行為。

第23条 当社の免責事項

- 当社は、本サービスに登録及び保存されているデータが滅失し、毀損し、漏洩し、又は本来の利用目的以外に使用されたことにより発生する損害については、当社に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。
- 2 当社は、本サービスの内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。当社は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、本サービスの利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任を負わないものとします。
 - 3 本サービスが本サービス契約者の自己の事業、業務その他の目的を達成するために資するものかどうかは、本サービス契約者の責任で判断いただきます。本サービスを使用する、又は使用できなかったことで本サービス契約者がその目的を達成することができなかったとしても、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は何ら責任を負わないものとします。
 - 4 本サービス契約者は、インターネットサービスその他本サービス契約者が本サービスと一体的に利用しているサービスの停止又は技術的な事項の変更等、本サービス以外を起因とした理由により本サービスが正常に利用できない場合があることについて、あらかじめ承諾していただきます。この場合において、当社に故意又は重過失がある場合を除き、本サービスが利用できないことによる料金の返還及び契約者にかかる一切の損害を賠償しないものとします。
 - 5 本サービス契約者（本サービス利用者を含むものとします。本項において、以下同じとします。）による本サービスの利用に起因して本サービス契約者が第三者に損害等を与え、又は第三者との間で紛争を生じさせた場合であっても、本サービス契約者の責任と費用負担において一切を処理、解決し、当社には何らの迷惑をかけないものとし、当社が当該紛争等により損害を被った場合、本サービス契約者が当社に対しその損害を賠償するものとします。

第24条 損害賠償

当社は、本サービスを提供すべき場合において、本サービス契約者が本サービスの利用ができなかったときは、当社に故意又は重過失がある場合及び料金表に特段の定めがある場合を除き、当該本サービス契約者の損害を賠償する責任を一切負わないものとします。その他、当社は本サービスや本サービス契約に関し、当社に故意又は重過失がある場合を除き責任を負わないものとし、損害の法的性質にかかわらず、損害賠償義務を負う場合でも、その金額は損害発生前3か月間に本サービス契約者から当社が受領した本サービスの料金を上限とします。

第25条 料金

本サービスの料金には、定額利用料（料金表 第2 定額利用料に定める料金をいいます。以下同じとします。）、付加機能利用料（料金表 第3 付加機能利用料に定める料金をいいます。以下同じとします。）があります。

- 2 本サービス契約者は、前項に規定する料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、当社が別に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特段の事情があるときは、当社は、本サービス契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。
- 3 前二項の規定において、本サービス契約者は、第12条 本サービスの利用停止に従い当社が本サービスの一部又は全部の利用を制限した場合を含め、本サービスを利用できなかった期間中でも料金の支払を要します。ただし、料金表に特段の定めがあるときは、この限りではありません。
- 4 本サービス契約者は、前各項に規定する料金について、当社が別で規定する期日までに、当社所定の方法により支払うものとします。なお、振り込みにかかる手数料は本サービス契約者が負担するものとします。
- 5 当社は、本サービス契約者が支払った金額について、その充当すべき料金の指定がないときは、当社が別に規定する順序で充当します。
- 6 前各項の規定にかかわらず、当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、これにより本サービスの提供に支障が生じると判断したときは、臨時に、その料金を減免することがあります。

第26条 割増金

本サービス契約者は、第25条 料金 に規定する料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第27条 延滞利息

本サービス契約者は、延滞利息を除き、第25条 料金 のほか当社に支払うべき金額について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、その期間が閏年を含む期間であるか否かにかかわらず1年を365日として、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第28条 知的財産権の取扱い

本サービスに関する著作権等を含む一切の知的財産権その他の権利は、当社又は当社に対して使用許諾を行っている第三者に帰属します。

- 2 本サービス契約者は、本サービスを次のとおり取り扱うものとします。

- (1) 本サービスの利用目的以外で使用しない又は使用させないこと。
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アSEMBルを行わないこと。
- (3) 当社又は当社に対して使用許諾を行っている第三者が表示した著作権・商標権等の表示を削除又は変更しないこと。

第29条 本サービス契約者等に関わる情報の取扱い

当社は、本サービス契約者の氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所、メールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、本サービス契約の締結及び履行、料金等の適用又は請求その他本サービスの販売、提供に関わる業務の遂行上必要な範囲及び当社のプライバシーポリシーに定める利用目的の範囲で利用します。なお、当社は当該業務の遂行上必要な範囲において、個人情報の取り扱いを第三者に委託することがあります。

なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシー (<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>) において定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、当社が当該業務を委託している者に提供し、当該委託先による利用を含みます。

第30条 本サービスの変更、廃止等

当社は、当社又は本サービス契約者の責めによらない理由により本サービスの全部又は一部の提供ができなくなったときは、その提供条件を著しく変更することにならないと当社が判断する範囲内で、その本サービスの全部若しくは一部を変更し、又は本サービスの全部若しくは一部の廃止を行うことがあります。

ただし、本サービスについて、本サービス契約者から本サービス契約の全部又は一部を解除する旨の通知があったときはこの限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、現に提供中の本サービスの全部又は一部についてその提供条件の変更又は廃止をするときは、あらかじめ、そのことを本サービス契約者に通知します。ただし、その本サービス契約者が現に受けている本サービス契約の一部又は全部について、その同一条件での提供を当社が継続しつつ、第6条 本サービス契約の成立 に規定する承諾を新たに行うことを止めるときは、この限りではありません。

第31条 当社の承諾の限界

当社は、本サービス契約者から本利用規約の定めに基づく請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが困難である等当

社の業務の遂行上支障があると当社が判断したときは、その請求を承諾しないときがあります。

第32条 反社会的勢力の排除

当社及び本サービス契約者は、それぞれ互いに対し、反社会的勢力のいずれでもなく、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- 2 当社及び本サービス契約者は、相手方及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有するものが次の各号に該当する場合、何らの催告を要さずに本サービス契約を解除することができます。
 - (1) 反社会的勢力に属すると認められるとき。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき。
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (6) 自ら又は第三者を利用して、当社に対し、詐取、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。
- 3 前項の規定により本サービス契約を解除した場合には、解除された相手方に損害が生じても、解除をした当事者は何らこれに対する賠償及び補償をいたしません。

第33条 不可抗力

当社は、本利用規約に基づく義務の履行遅延又は履行不能について、かかる遅延又は不履行が当社の合理的な支配に及ばない原因によるものである場合には、一切の責任を負いません。かかる原因には、天災、労働紛争その他の産業騒乱、停電、公共サービスの停止、ウイルス又は疾病・伝染病の蔓延、その他の通信・インターネットを含むインフラの障害、原因を問わず本サービスを提供するために必要な設備や第三者サービスが利用できなくなること、地震、嵐等の自然現象、封鎖、通商停止、暴動、法令・ガイドラインの制定又は改変、政府の行為、命令又は指導、第三者の債務不履行又は不法行為、テロ行為、及び戦争が含まれます。

第34条 権利の不放弃

当社が本利用規約のいずれの規定に基づく権利を行使しない場合でも、そのことがかかる規定に基づく権利を当社が現在又は将来において放棄することにはならず、また、後にかかる規定に基づく権利を当社が行使したときに当社の権利は何らの制限もされないものとします。

第35条 可分性

本利用規約のいずれかの部分が無効又は執行不能と解釈された場合であっても、本利用規約の残余の部分は引き続き完全な効力を有するものとします。

- 2 前項の場合に、無効又は執行不能とされた部分は、かかる部分の本来の効果及び意図に従って解釈されるものとします。かかる解釈が不可能な場合には、無効又は執行不能とされた部分は本利用規約から分離されますが、本利用規約の残余の部分は引き続き完全な効力を有するものとします。

第36条 裁判管轄

本サービス契約者との間で本利用規約の内容について疑義又は本サービスに関して争いが生じた場合には、誠意をもって協議することとしますが、それでもなお解決しない場合には東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第37条 準拠法

本利用規約は、日本国の法令に基づき解釈されます。

第38条 その他の提供条件

本サービス契約及び本サービスにかかるその他の提供条件については、当社が別に規定するところによります。

- 2 KDDI Business ID の提供条件については、その料金含め当社が別に規定する KDDI Business ID 利用規約が本利用規約に優先して本サービス契約者に対して適用されます。
- 3 My KDDI Biz 総合の提供条件については、その料金含め当社が別に規定する My KDDI Biz 総合利用規約が本利用規約に優先して本サービス契約者に対して適用されます。

別表

種類	説明及び提供条件
(1) インターネット帯域 (10Gbps)	本サービス契約者が提供を受ける本サービス設備が外部ネットワークへの接続を行う場合において、一定の通信速度を確保し提供するもの
(2) グローバルIPアドレス (1個)	本サービス契約者が本サービスにおいて使用できるグローバルIPアドレスを付与するもの
(3) AI 学習ツール	本サービス設備で利用できる NVIDIA 社のソフトウェアで、本サービス契約者における学習又は推論を可能とするもの
(4) ファイアウォール	本サービス設備が外部ネットワークへの接続を行う場合において不正なアクセスを遮断するための機能で、本サービス契約者がコントロールパネルで設定及び管理し、使用するもの
(5) OS・管理ツール	本サービス契約者が、本サービス設備等の設定を実施するために必要な各種機能を備えるもの

料金表

第1 通則

1 料金の計算方法

- (1) 当社は、料金は、料金月に従って計算します。
- (2) 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
- (3) 当社は、料金については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- (4) 当社は、料金その他の計算については、税抜価格（消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。）により行います。

2 月額料金の日割り

当社は、次のいずれかの場合、月額料金をその利用日数に応じて日割り（日割りは、当社が別に定める方法により行います。）します。ただし、料金表に特段の定めがあるときは、この限りではありません。

- (1) 料金月の初日以外の日に、本サービス又は付加機能の提供の開始があったとき。
- (2) 料金月の末日以外の日に、本サービス契約の解除又は本サービス設備の削除あるいは付加機能の廃止があったとき。
- (3) (1)及び(2)を除いて、料金月の初日以外の日に月額料金の額が増加又は減少したとき（本サービス契約者から変更の請求が無いときに限ります。この場合において、変更後の月額料金は、増加又は減少のあった日から適用します。）。
- (4) 起算日の変更があったとき。

3 端数処理

- (1) 当社は、料金等の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (2) ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

4 少額料金の翌月払い

当社は、当該月に請求すべき料金の総額が1,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

5 消費税相当額の加算

第25条 料金その他本利用規約の規定により、支払いを要するものとされている料金の額は、本利用規約に定める税抜価格に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

6 料金等の請求

本サービスに係る料金その他の債務に係る当社からの請求は、本利用規約、当社が別に定める「ご請求に関するお手続き (<https://biz.kddi.com/support/payment/>)」、当社の「『請求統合』に係る取扱い規約」、「WEB de 請求書ご利用規約」、又は

「『KDDIまとめて請求』に係る取扱い規約」その他当社が別に定めるところにより行われるものとします。

7 ファシリティメンテナンス期間に係る料金の減算

当社は、第11条（本サービスの遅延、利用中止及び利用制限）第1項第1号に定めるファシリティメンテナンスを実施する期間（以下、「ファシリティメンテナンス期間」といいます。）について、当該ファシリティメンテナンス期間が属する料金月の定額利用料および付加機能利用料から、当社が別に定める方法により算出した額を差し引いて請求します。

8 サービス品質（稼働率）に係る料金の適用

- (1) 当社は、当社が別に定める方法により測定した本サービスにおけるネットワークの月間稼働率が99.95%を下回った場合（第11条（本サービスの遅延、利用中止及び利用制限）第1項各号に定める場合は含めずに測定するものとします。）は、当該料金月における対象料金額（定額利用料及び本サービス契約者が提供を受けている付加機能利用料を対象とし、算出方法は当社が別に定める方法によります。以下「ネットワークの月間稼働率に係る返還基準額」といいます。）を本サービス契約者に対し返還します。
- (2) 当社は、料金表第3付加機能利用料2料金額（1）高速外部ストレージ追加について、当社が別に定める方法により測定した本サービスにおける高速外部ストレージの月間稼働率が99.95%を下回った場合（第11条（本サービスの遅延、利用中止及び利用制限）第1項各号に定める場合は含めずに測定するものとします。）は、当該料金月における対象料金額（本サービス契約者が提供を受けている料金表第3付加機能利用料2料金額（1）高速外部ストレージ追加における付加機能利用料のみを対象とし、算出方法は当社が別に定める方法によります。以下「高速外部ストレージの月間稼働率に係る返還基準額」といいます。）を本サービス契約者に対し返還します。

9 サービス品質（ハードウェア交換作業時間）に係る料金の適用

当社は、本サービスの提供にあたり、本サービス設備等におけるハードウェアに係る部品の交換作業（「ハードウェア交換作業」といいます。）を要する場合には、その作業時間（当社が別に定める基準において計測します。）が4時間を超過した場合に限り、当該料金月における対象料金額（定額利用料のみを対象とし、算出方法は当社が別に定める方法によります。以下「ハードウェア交換作業に係る返還基準額」といいます。）を本サービス契約者に対し返還します。

第2 定額利用料

1 適用

- (1) 本サービスに係る定額利用料の適用については第 25 条 料金の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内 容											
(1) 本サービスに係る定額利用料の適用	<p>ア 本サービスに係る定額利用料は、料金表 第 2 定額利用料 2 料金額 (1) 定額利用料 ア プランに係るものに定めるものとします。</p> <p>イ 当社は、定額利用料を適用するにあたって、次のとおりプランを定めます。</p>											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">通常プラン</td> <td>本サービス設備の最低利用期間を 1 か月と定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">長期利用プラン (1 年)</td> <td>本サービス設備の最低利用期間を 1 年と定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">長期利用プラン (3 年)</td> <td>本サービス設備の最低利用期間を 3 年と定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	通常プラン	本サービス設備の最低利用期間を 1 か月と定めるもの	長期利用プラン (1 年)	本サービス設備の最低利用期間を 1 年と定めるもの	長期利用プラン (3 年)	本サービス設備の最低利用期間を 3 年と定めるもの			
	種類	内容										
	通常プラン	本サービス設備の最低利用期間を 1 か月と定めるもの										
	長期利用プラン (1 年)	本サービス設備の最低利用期間を 1 年と定めるもの										
長期利用プラン (3 年)	本サービス設備の最低利用期間を 3 年と定めるもの											
備考：												
ア 各プランの最低利用期間及び満了日は、次表のとおりです。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">最低利用期間</th> <th style="text-align: center;">満了日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">通常プラン</td> <td style="text-align: center;">1 か月</td> <td>提供開始日が属する月から起算して、翌月の提供開始日と同じ暦日の前日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">長期利用プラン (1 年)</td> <td style="text-align: center;">1 年</td> <td>提供開始日が属する月から起算して、12 料金月の末日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">長期利用プラン (3 年)</td> <td style="text-align: center;">3 年</td> <td>提供開始日が属する月から起算して、36 料金月の末日</td> </tr> </tbody> </table>	種類	最低利用期間	満了日	通常プラン	1 か月	提供開始日が属する月から起算して、翌月の提供開始日と同じ暦日の前日	長期利用プラン (1 年)	1 年	提供開始日が属する月から起算して、12 料金月の末日	長期利用プラン (3 年)	3 年	提供開始日が属する月から起算して、36 料金月の末日
種類	最低利用期間	満了日										
通常プラン	1 か月	提供開始日が属する月から起算して、翌月の提供開始日と同じ暦日の前日										
長期利用プラン (1 年)	1 年	提供開始日が属する月から起算して、12 料金月の末日										
長期利用プラン (3 年)	3 年	提供開始日が属する月から起算して、36 料金月の末日										

(注) 通常プランの提供開始日が 1 月 30 日あるいは 1 月 31 日である場合、最低利用期間の満了日は 2 月の末日とします。

- イ 提供開始日の属する料金月に、通常プランを選択する本サービス設備の削除 (本サービス契約を解除する場合を含みます。) があった場合は、料金表 第 1 通則 2 月額料金の日

割り の規定に関わらず、その通常プランに係る月額料金を日割りしないものとします。

ウ 最低利用期間の満了日の前に、本サービス契約の解除又は本サービス設備の削除があった場合（前項イの場合を除きます。）、本サービス契約者は、本サービス契約の解除又は本サービス設備の削除があった日から満了日までの日数に対応する定額利用料に消費税相当額を加算した額（長期利用プラン（1年）及び長期利用プラン（3年）（以下「長期利用に係るプラン」といいます。）の場合は、消費税相当額を加算しない額とします。）を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

エ 最低利用期間の中途において、プランの変更はできません。

オ 長期利用に係るプランは、最低利用期間満了日をもって廃止し、最低利用期間の満了日の翌日以降は、通常プランを適用します。このとき、長期利用に係るプランの適用を希望する本サービス契約者は、当社が別に定める所定の方法により申込を要するものとします。

カ 本サービス設備に係るプランに変更があった場合（上記オの定めにより、長期利用に係るプランの最低利用期間の満了日後に通常プランが適用された場合を含みます。）について、新たなプランが適用された日を提供開始日とします。

2 料金額

(1) 定額利用料

ア プランに係るもの

月額

品 目	単 位	単価（税抜価格（税込価格））
通常プラン	1の本サービス設備ごとに	4,500,000円（4,950,000円）
長期利用プラン（1年）	1の本サービス設備ごとに	4,050,000円（4,455,000円）
長期利用プラン（3年）	1の本サービス設備ごとに	3,600,000円（3,960,000円）

第3 付加機能利用料

1 適用

(1) 本サービスに係る付加機能利用料の適用については第 25 条 料金の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) 高速外部ストレージ追加に係る付加機能利用料の適用	高速外部ストレージ追加に係る付加機能利用料は、料金表 第 3 付加機能利用料 2 料金額 (1) 高速外部ストレージ追加 に規定する金額を適用して算定します。
(2) インターネット帯域追加に係る付加機能利用料の適用	インターネット帯域追加に係る付加機能利用料は、料金表 第 3 付加機能利用料 2 料金額 (2) インターネット帯域追加 に規定する金額を適用して算定します。
(3) グローバル IP アドレス追加に係る付加機能利用料の適用	グローバル IP アドレス追加に係る付加機能利用料は、料金表 第 3 付加機能利用料 2 料金額 (3) グローバル IP アドレス追加 に規定する金額を適用して算定します。

2 料金額

(1) 付加機能利用料

月額

品 目		単 位	単価 (税抜価格 (税込価格))
(1) 高速外部ストレージ追加	本サービス契約者が提供を受ける本サービス設備と接続して使用するオンライン上のストレージ機能で、閉域網内でのデータ保管を可能とするもの	100GByte ごとに	3,000 円 (3,300 円)
(2) インターネット帯域追加	本サービス契約者が提供を受ける本サービス設備がインターネット接続を行う場合において、その通信速度を拡張するもの	10Gbps ごとに	1,000,000 円 (1,100,000 円)
(3) グローバル IP アドレス追加	本サービス契約者が本サービスにおいて使用できるグローバル IP アドレスを、追加で付与するもの	1 のグローバル IP アドレスごとに	30,000 円 (33,000 円)
備考：			

ア 1の本サービス契約ごとに請求できる各品目の数は、当社が別に定めるところによります。

附則

(実施期日)

この利用規約は、令和8年4月1日から実施します。